

沖縄県のふるさと納税制度

お答えします!

「美ら島ゆいまーる寄附金」のギモン

県では、「ふるさとに貢献したい」「ふるさとを応援したい」と思う納税者の気持ちを形にする「美ら島ゆいまーる寄附金」制度を設け、「誇れるふるさと、魅力あふれる沖縄」を目指して、自然環境の保全、平和の創造・発信等の様々な取り組みを行っています。

Q ふるさと納税制度とは?

A ふるさと納税は、都道府県、市町村への寄附です。自分の生まれ育ったふるさとや応援したい都道府県、市町村に寄附をした場合、所得税や個人住民税が軽減される制度です。  
沖縄県では、ふるさと納税制度を「美ら島ゆいまーる寄附金」と名付けて実施しています。いただいた寄附金は、沖縄県が実施する様々な事業の一部に使われています。

Q どのような手続きで申し込みできるの?

A 申込書に記入し、メール、FAX、郵送または持参する方法と、インターネットを利用して電子申請する方法があります。

Q どのような手続きで税の控除が受けられるの?

A 原則として確定申告をする必要があります。平成27年4月から、本来確定申告をする必要のないサラリーマンの方などは、寄附をした都道府県、市町村へ申請書を提出することで、確定申告をしなくても控除が受けられるようになりました。これを「ふるさと納税ワンストップ特例制度」といいます。

Q いくら控除されるの?

A ふるさと納税制度は、寄附額のうち2,000円をこえる部分について、所得税と住民税から控除される制度です。ただし、一定の上限はあります。平成27年以降のふるさと納税から、控除の上限が住民税の所得割額の1割から2割に引き上げられました。

詳しくはHPをご覧ください。  
美ら島ゆいまーる寄附金 検索

※他の都道府県、市町村へのふるさと納税に関するお問い合わせは、直接、寄附したい都道府県、市町村へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

県税務課 電話:098-866-2101 FAX:098-866-2709

シリーズ③  
南風原のかぼちゃ入り  
サーターアンダギー

町が誇る素朴な美味

沖縄一の生産量を誇り、かぼちゃの里として知られる南風原町。完熟させると糖度が20度を超えるという甘くホクホクしたかぼちゃは「かざん完熟かぼちゃ」「南風原かぼちゃ」としてブランド化。栽培の工夫を図り、丁寧に育てたかぼちゃのほとんどは市場が品薄となる時期に関東を中心に本土へ出荷されています。そのため町内でもなかなか見かけることが少なく幻のかぼちゃとも呼ばれています。

今や、高級食材として流通する南風原産のかぼちゃですが、地元では特産品として発信しようと、沖縄そばに練り込んだり、スイーツにして提供する店が増えています。なかでもかぼちゃ入りのサーターアンダギーは人気の品。おやつとして楽しむだけでなく、お祝いごとなどで利用したりする人も多く、やさしい甘味が町自慢のかぼちゃをアピールしています。



ふるさとの食卓

撮影協力：特定非営利活動法人 りん・輪 かすりくらぶ



健康な笑顔の素・食と体づくり 南風原町

健康づくりに役立つレシピ



南風原町では町民の生活習慣病の予防と肥満を減らすと、野菜を多く摂取でき、油を控えたレシピを考案。それを多くの町民に伝えるために、平成25年より健康レシピ掲載のカレンダーにして全戸に配布しています。野菜の食べ方がわからないといった意見も多かったことから、手軽に作れるレシピを選定。健診時の栄養指導などでも活用し、個人に合わせた食生活を提案しています。

案しています。

